

加古川・揖保川減災対策協議会のこれまでの経緯

関東・東北豪雨による大規模水害の発生 (H27. 9)

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生した。



水防災意識社会 再構築ビジョンの策定 (H27. 12. 11)

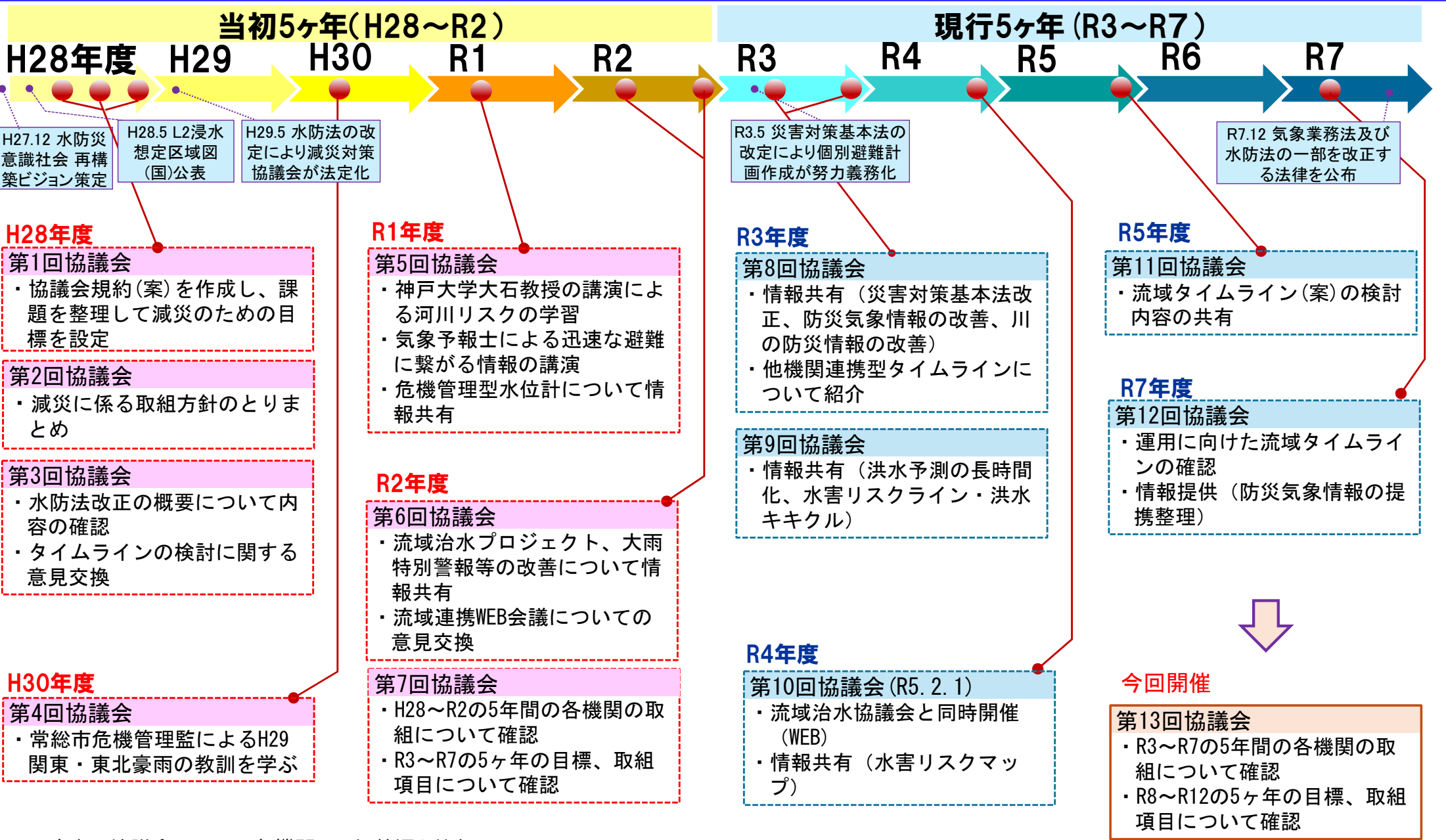
- 国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。
- この答申では、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとしている。この答申を踏まえ、平成27年12月11日に「水防災意識社会 再構築ビジョン」が策定された。



減災対策協議会の設置

- 氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することが必要。
- そのための施策として、関係者が連携して避難に関する計画の作成や水防等の減災に関する様々な課題に対応するための協議会等の仕組みを整備する等、円滑かつ迅速な避難の実現、的確な水防活動の推進等を図るための取組を進めることが求められた。
- 水防法第15条の9に基づき、国土交通大臣は「大規模氾濫減災協議会」を組織することが必要。
- 加古川において「加古川減災対策協議会」を設置（平成28年6月24日）。
- 揖保川において「揖保川減災対策協議会」を設置（平成28年6月24日）。

加古川・揖保川減災対策協議会の開催経緯



※ 各年の協議会において、各機関の取組状況を共有